

## 財団法人かながわ廃棄物処理事業団の経過について

財団法人かながわ廃棄物処理事業団（以下「事業団」）は、昨年度末で解散し、その後、破産手続を開始し、債権・債務の整理が行われています。事業団解散に係る経過は以下のとおりです。

### 1 事業団破産に係る経過

#### ○3月31日 事業団解散

事業団は3月31日に解散し、清算業務を行う清算法人に移行しました。

#### ○4月22日 事業団による破産手続開始の申立て

事業団は東京地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行いました。

#### ○4月28日 東京地方裁判所より破産開始決定

東京地方裁判所は破産手続開始を決定し、破産管財人を選任しました。

### 2 損失補償

#### ○4月6日 株式会社日本政策投資銀行に対して損失補償を履行

神奈川県、川崎市及び本市の三公共団体は、日本政策投資銀行に対して損失補償（各団体それぞれ約11億6,000万円）を履行し、同日付で同行の債権が三公共団体に譲渡されました。

### 3 事業譲渡先の処理施設の運営状況

#### ○4月1日 事業譲渡先の株式会社クレハ環境による営業開始

4月1日から廃棄物の受入れを開始し（受入れは1日あたり約60～100t）、4月6日から焼却処理を開始しました。

#### ○4月1日 事業団の事業譲渡に伴う覚書を締結

神奈川県、川崎市及び本市の三公共団体は、事業団の事業譲渡先が、引続き公共的役割等を確保していくよう、連携して取り組んでいくことを目的とする覚書を締結しました。